

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

15

### 規則

- 都市再開発法の規定に基づく再開発事業計画の認定事務施行細則の一部を改正する規則……………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………一
- 東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（都市整備局市街地建築部調整課）……………一
- 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………三
- 東京都建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………四
- 東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………四
- 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………五
- 東京都建築士法施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………五
- 東京都建設業法施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………六
- 東京都解体工事業に係る登録等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）……………六
- 東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………六
- 東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………七
- 都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画に係る特例措置に関する事務施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………八
- 東京都駐車場条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………八

## 規則

○東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局健康安全部健康安全課）……………八

都市再開発法の規定に基づく再開発事業計画の認定事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。  
令和三年三月三十日  
東京都知事 小池 百合子

### ●東京都規則第五十六号

都市再開発法の規定に基づく再開発事業計画の認定事務施行細則の一部を改正する規則

都市再開発法の規定に基づく再開発事業計画の認定事務施行細則（平成十一年東京都規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

- 別記第一号様式及び第二号様式中「**㉑**」を削る。
- 別記第三号様式及び第四号様式中「**㉒**」を削る。
- 別記第五号様式及び第六号様式中「**㉓**」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の都市再開発法の規定に基づく再開発事業計画の認定事務施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。  
令和三年三月三十日  
東京都知事 小池 百合子

### ●東京都規則第五十七号

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築基準法施行細則（昭和二十五年東京都規則第九十四号）の一部を次のよ

うに改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削り、同様式(注意)5を削る。

別記第二号様式中「㊦」を削り、同様式(注意)2を削り、同様式(注意)3中「ふんこ」を「ひ

ふ」に改め、同様式(注意)中3を2とし、4を3とし、同様式別紙中「㊦」を削る。

別記第二号様式の二中「㊦」を削り、同様式(注意)3を削る。

別記第三号様式中「㊦」を削り、「㊦」に改め、「㊦」を削る。

別記第三号様式の二中「㊦」を削り、同様式(注意)2を削り、同様式(注意)中3を2とする。

別記第四号様式の三中「㊦」を削り、同様式(注意)2を削り、同様式(注意)中3を2とし、4

を3とする。

別記第四号様式の四中「㊦」を削り、同様式(注意)2を削り、同様式(注意)中3を2とする。

別記第七号様式中「㊦」(表面)を削り、同様式(裏面)(注意)5を削る。

別記第八号様式中「㊦」を削り、同様式(注意)3を削る。

別記第八号様式の三中「㊦」を削り、

「 1 (1) 欄は、法人にあつては、その事務所の所在地を記入して」

下さい。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

3 届出者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を  
白罫で行う場合においては、押印を省略できます。

「(注意) 1 (1) 欄は、法人にあつては、その事務所の所在地を記入して」  
に  
下さい。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

改める。

別記第九号様式中「・㊦」及び「㊦」を削る。

別記第十号様式中「㊦」を削り、同様式(注意)3を削る。

別記第十一号様式中「・㊦」及び「㊦」を削る。

別記第十二号様式中「㊦」を削り、同様式(注意)2及び3中「ふんこ」を「へんぷんこ」に

改め、同様式(注意)6を削る。

別記第十三号様式中「㊦」を削り、同様式(注意)2から4までの規定中「ふんこ」を「へ

んぷんこ」に改め、同様式(注意)7を削る。

別記第十五号様式の二中「㊦」を削り、同様式(注意)4を削る。

別記第十五号様式の三中「㊦」を削り、同様式(注意)4を削る。

別記第十五号様式の四中「㊦」を削り、同様式意(注4)を削る。

別記第十七号様式中「㊧」を削り、同様式意(注4)を削る。

別記第十八号様式中「㊨」を削り、同様式意(注5)を削る。

別記第二十一号様式の二中「㊩」を削り、同様式意(注2)を削り、同様式意(注3)を2とする。

別記第二十一号様式の二の二中「㊪」を削り、同様式意(注2)を削り、同様式意(注3)を2とする。

別記第二十一号様式の二の三中「㊫」を削り、同様式意(注2)を削り、同様式意(注3)を2とする。

別記第二十一号様式の三中「㊬」を削り、同様式意(注2)を削り、同様式意(注3)を2とする。

別記第二十一号様式の六中「㊭」を削る。

別記第二十二号様式(表)中「㊮」を削り、同様式意(注5)を削る。

別記第二十二号様式の三中「㊯」を削り、同様式意(注2)を削り、同様式意(注1)を同様式意(注3)を削る。

とする。

別記第二十二号様式の四中「㊰」を削り、同様式意(注2)を削り、同様式意(注1)を同様式意(注3)を削る。

とする。

別記第二十二号様式の五から第二十二号様式の十一まで、第二十二号様式の十一(第一面)及び第二十二号様式の十二(第一面)中「㊱」を削る。

別記第二十二号様式の十二(第一面)中「㊱」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築基準法施行細則別記第一号様式から第三号様式の二まで、第四号様式の三、第四号様式の四、第七号様式、第八号様式、第八号様式の三から第十号様式まで、第十一号様式、第十二号様式、第十三号様式、第十五号様式の二から第十五号様式の四まで、第十七号様式、第十八号様式、第二十一号様式の二から第二十一号様式の三まで、第二十一号様式の六、第二十二号様式及び第二十二号様式の三から第二十二号様式の十二までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十八号

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例施行規則の一部を改正する規則

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例施行規則(平成二十三年東京都規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式1及び3、第二号様式1及び3並びに第三号様式1及び3中「㉔」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例施行規則別記第一号様式から第三号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第五十九号

東京都建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成九年東京都規則第一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第二号様式中「㉔」を削り、「係員印」を「担当署名」に改める。別記第四号様式から第七号様式までの規定中「㉔」を削り、「係員印」を「担当署名」に改める。

別記第八号様式1及び同様式3中「㉔」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則別記第一号様式、第二号様式及び第四号様式から第八号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第六十号

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則(平成十年東京都規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第一号様式の二中「㉔」を削り、「係員印」を「担当署名」に削る。

1 ※印のある欄は記入しないでください。  
2 建築主等の氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略できます。

※印のある欄は記入しないでください。  
別記第三号様式中「㉔」を削り、「係員印」を「担当署名」に改め、「3 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略できます。」を削る。

別記第五号様式中「㉔」を削り、「係員印」を「担当署名」に改め、「4 新旧の建築主等の氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略できます。」を削る。

別記第六号様式及び第七号様式中「㉔」を削り、「係員印」を「担当署名」に

「1 ※印のある欄は記入しないでください。」  
 2 建築主等の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略できます。  
 「※印のある欄は記入しないでください。」に改める。

別記第九号様式中「㊸」を削り、「係員印」を「担当者名」に改め、「3 建築主等の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略できます。」を削る。  
 別記第十号様式中「㊸」を削り、「係員印」を「担当者名」に改め、「6 申請者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略できます。」を削る。

別記第十二号様式中「㊸」を削り、「係員印」を「担当者名」に、  
 「1 ※印のある欄は、記入しないでください。」

2 申請者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略できます。  
 「※印のある欄は記入しないでください。」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。  
 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則別記第一号様式、第一号様式の二、第三号様式、第五号様式から第七号様式まで、第九号様式、第十号様式及び第十二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。  
 令和三年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十一号

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行細則（昭和四十九年東京都規則第六十号）の一部を次のように改正する。  
 別記第一号様式中「㊸」を削る。  
 別記第二号様式中「㊸」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。  
 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都建築士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十二号

東京都建築士法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築士法施行細則（昭和二十五年東京都規則第二百一十号）の一部を次のように改正する。

別記第一号書式及び第一号書式の二中「㊸」及び「(㊸)」を削る。

別記第一号書式の三中「(㊸)」を削る。

別記第一号書式の四中「㊸」を削る。

別記第四号書式中「(㊸)」を削る。

別記第四号書式の二中「㊸」を削る。

別記第五号書式及び第五号書式の二中「(㊸)」を削る。

別記第六号書式から第七号書式までの規定中「㊸」を削り、「係員」を「担当者」に改め、「㊸」を削る。

別記第八号書式中「㊸」を削り、「係員」を「担当者」に、「失跡」を「失跡」に改め、  
 別記第八号書式の二及び第九号書式中「㊸」を削り、「係員」を「担当者」に改め

る。

附則

- 1 この規則は、令和三年三月三十一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築士法施行細則別記第一号書式から第一号書式の四まで及び第四号書式から第九号書式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都建設業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十三号

東京都建設業法施行細則の一部を改正する規則

東京都建設業法施行細則（昭和三十一年東京都規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式(表)中「㉔」を削る。

別記第三号様式から第四号様式までの規定中「㉕」を削る。

別記第五号様式から第六号様式の三までの規定中「㉖」を「㉗」に改め、「㉘」を削る。

別記第七号様式中「㉙」を削り、「㉚」を「㉛」に改める。

別記第八号様式中「㉜」を削る。

別記第九号様式及び第十号様式中「㉝」を「㉞」に改め、「㉟」を削る。

別記第十一号様式(甲)中「㊱」を削る。

別記第十一号様式(乙)中「㊲」を削り、「㊳」を「㊴」に改める。

別記第十二号様式(甲)及び第十二号様式(乙)中「㊵」を「㊶」に改め、「㊷」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建設業法施行細則別記第一号

様式及び第三号様式から第十二号様式(乙)までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都解体工事業に係る登録等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十四号

東京都解体工事業に係る登録等に関する規則の一部を改正する規則

東京都解体工事業に係る登録等に関する規則（平成十三年東京都規則第百七十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉔」を削り、「㉕」を「㉖」に改め、「㉗」を「㉘」に改める。

別記第四号様式中「㉙」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都解体工事業に係る登録等に関する規則別記第一号様式及び第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十五号

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を

改正する規則

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年東京都規則第百六十五号）の一部を次のように改正する。

<p>別記第四号様式中「㊦」を削る。</p> <p>別記第五号様式中「㊦」を削り、「担当印」や「担当者名」を削る。</p> <p>1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。</p> <p>2 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。</p> <p>「申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」を改める。</p> <p>別記第六号様式及び第七号様式中「㊦」を削る。</p> <p>別記第八号様式から第十一号様式までの規定中「㊦」を削り、「担当印」を「担当者名」に改める。</p> <p>「1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」を改める。</p> <p>2 認定建築主の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。</p> <p>「認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」を改める。</p> <p>別記第十一号様式の二中「㊦」を削る。</p> <p>「1 建築主等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」を改める。</p> <p>2 建築主等の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。</p> <p>「建築主等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」を改める。</p> <p>別記第十二号様式中「㊦」を削り、「担当印」や「担当者名」を削る。</p> <p>「1 認定を受けた者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」を改める。</p> <p>2 認定を受けた者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。</p>	<p>「認定を受けた者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」を改める。</p> <p>別記第十三号様式及び第十四号様式中「㊦」を削る。</p> <p>別記第十六号様式中「㊦」を削り、「担当印」を「担当者名」に改める。 <small>(注意)3を削る。</small></p> <p>別記第十七号様式中「㊦」を削る。</p> <p>別記第十八号様式中「㊦」を削り、「担当印」を「担当者名」に改める。 <small>(注意)3を削る。</small></p> <p>別記第十九号様式中「㊦」を削る。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則別記第四号様式から第十四号様式まで及び第十六号様式から第十九号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p> <hr/> <p>東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。</p> <p>令和三年三月三十日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>●東京都規則第六十六号</p> <p>東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則</p> <p>東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十四年東京都規則第五百十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別記第四号様式中「㊦」を削り、「係員印」を「担当者名」に改める。 1 申請者が法人 2 申請者の氏名</p>
--	--

である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省

略することができます。」  
を「申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」に改める。

別記第七号様式から第十号様式までの規定中「印」を削り、「係印」を「印」

名」に、  
1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してくだ

さい。  
2 認定建築主の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署

で行う場合においては、押印を省略することができます。」  
を「認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」に改める。

別記第十二号様式中「印」を削り、「印」を「印」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則別記第四号様式、第七号様式から第十号様式まで及び第十二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画に係る特例措置に関する事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十七号

都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画に係る特例措置に関する事務施行細則の一部を改正する規則

都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画に係る特例措置に関する事務施行細則（平成二十五年東京都規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「印」を削り、同様式意）  
（注意）を削る。

別記第十号様式中「印」を削り、同様式意）  
（注意）を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画に係る特例措置に関する事務施行細則別記第一号様式及び第十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十八号

東京都駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

東京都駐車場条例施行規則（昭和三十四年東京都規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式及び第七号様式中「印」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都駐車場条例施行規則別記第四号様式及び第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十九号

東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則（昭和三十九年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

